

令和5年3月16日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 小川・片岡・東
電話 073-441-2275

PCR検査等の無料化事業について 令和5年3月31日をもって終了します

現在、3月31日まで県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、感染者数が減少している状況からその期限の3月31日をもって要請を終了します。

◇PCR検査等の無料化事業について

区分	一般検査	ワクチン検査パッケージ・ 対象者全員検査等定着促進	
実施時期	3月31日 をもって終了	緊急事態宣言下等	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月31日まで 令和4年12月24日から 令和5年1月12日まで
検査結果を利用する場面	知事の判断により、特措法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して行われた受検要請に応じた県内在住の方の感染状況の確認	緊急事態宣言下等における行動制限の緩和	地方公共団体や民間事業者が、様々な場面・場所において、社会経済活動を回復・継続する取組 例) 旅行、高齢者施設での面会、結婚式等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住の方 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株対応ワクチン接種の未了者 対象者全員検査の利用者 	
検査の種類	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査等 抗原定性検査 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、抗原定性検査のみ 【例外としてPCR検査等を受検】 <ul style="list-style-type: none"> 10歳未満の者 高齢者施設入所者や入院者への面会の者等 	

◎相談窓口（和歌山県ワクチン・検査パッケージ等促進事業事務局）
 電話番号：050-3626-2225（9時～17時・無休） FAX：073-423-5660